

八尾市「ビジネスプラン策定事業」受託候補者選定基準

1 選定方法

- (1) 審査対象となった提案について、提案書内容、経費見積価格を基に“提案点”並びに“価格点”を算出し、その合計点数として“評価点数”を算出し、委員の評価点数の平均点を“総合評価点”とする。
- (2) “評価点数”は100点を満点として、内訳は“提案点95点”、“価格点5点”とする。
- (3) 申込者が4者以上ある場合は、様式4～7による「提案点」の事前書類審査を実施し、その評価点数の高い上位3者をプレゼンテーション審査の対象とする。
- (4) 審査はプレゼンテーションの内容も踏まえて総合的に評価を行い、受託候補者を選定する。
- (5) “総合評価点”の同じ者が2者以上あるときは、“提案点”が高い者を、受託候補者として選定する。
- (6) 受託候補者との協議が合意に至らなかった場合は、次点の者と協議に入ることとする。
- (7) 受託候補者の“総合評価点”が満点の6割に達しない場合、再募集とする。

2 評価基準

(1) 提案点

ア 点数配分：企画提案書及びプレゼンテーションの内容について採点を行うこととし、点数配分は以下のとおりとする。

* 事前審査においても以下の点数配分とする。

項 目	評価の視点	配点	備考
(A) 業務実績等			
類似業務実績	ビジネスプラン策定支援や創業・開業・スタートアップ支援、経営課題の解決支援等に関して、優れた業務実績があるか。	5 点	様式 4
(B) 業務執行体制及びスケジュール			
業務執行体制	本事業に必要とされる十分な人員配置がなされており、専門知識や実績を有している人員を配置しているか。	5 点	様式 5-1
業務スケジュール	提案内容に沿った最適なスケジュールが提案できているか。	5 点	様式 5-2
(C) 各関係機関との協力・連携体制			
ネットワークの活用	本事業を推進する上で必要となる支援機関との協力・連携体制を構築し、起業家や起業準備者のビジネスプラン策定を支援できる体制がとられているか。	10 点	様式 6

(D) 提案の内容			
基本コンセプト	本事業の実施方針に基づく基本コンセプトが設定されているか。	10 点	様式 7-1
個別相談業務の実施について	フォローアップ体制を充実させるための個別相談として効果的な手法となっているか。	15 点	様式 7-2
広報・募集活動	受託事業者のネットワークを用い、SNS を活用するなど、各事業の対象者を募る上で効果的なものになっているか。	10 点	様式 7-3
支援体制の構築手法	受講者がビジネスプランを実践していくために、効果的な支援体制（メンタリング制度）の構築手法になっているか。	15 点	様式 7-4
進捗管理の手法	進捗管理の記録について、適正な手法がとられているか。	5 点	様式 7-5
カリキュラム構成と運営について	受講生がビジネスプランを創出できるようなカリキュラム構成と運営となっているか。	15 点	様式 7-6
合計		95 点	

イ 採点の目安

採点の目安は、以下のとおり 5 段階で配点し、絶対評価で採点を行う。

非常に 優れている	優れている	標準である	劣っている	非常に 劣っている
5	4	3	2	1

ウ 上記（ア）の項目のうち、1 項目でも提案がない項目があれば、すべての項目の評価を行わない。

(2) 価格点

ア 算出方法

様式 8 により評価を行う。経費見積価格の価格点の評価は、5 点を限度とする。実施要領に示す委託料上限額と同額の場合を 0 点とし、その値から 5 % 下がるごとに 1 点加点し、採点する。75 % 以下の経費見積価格は、すべて 5 点とする。

イ 留意点

委託料上限額を超える経費見積価格を提出した者は評価を行わない。

3 審査結果の通知

審査結果は、書類審査後、面接審査後の 2 回に分けて、以下の期日までに電子メール又は郵送にて通知する。書類審査を行わない場合もプレゼンテーション実施要請通知を送付する。

- ・第 1 回通知（書類審査後） 令和 7 年 5 月 14 日～20 日頃
- ・第 2 回通知（面接審査後） 令和 7 年 5 月下旬